

茨木市森林整備ボランティア団体活動促進事業補助要綱

(目的)

第1 この要綱は、ボランティア団体が茨木市内で自主的に実施する森林整備事業に対し、市が補助金を交付することにより、里山の再生・保全活動を促進し、もって森林のもつ公益的な多面的機能の増進を図ることを目的とする。

(補助対象事業、補助額等)

第2 補助の対象となる事業、補助額等は、別表のとおりとする。

(補助対象経費)

第3 補助の対象となる経費は、茨木市ボランティア団体が行う森林整備事業に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 労務費
- (2) 資材費
- (3) 諸経費
- (4) 調査費

(補助金の交付申請)

第4 補助金の交付を受けようとするものは、茨木市森林整備ボランティア団体活動促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 位置図
- (4) 里山サポートネット・茨木に加入していることがわかる書類
- (5) 森林所有者の承諾がわかる書類
- (6) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の交付決定)

第5 市長は、第4の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市森林整備ボランティア団体活動促進事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知する。

(着手届)

第6 補助金の交付決定を受けたものは、事業の着手後速やかに茨木市森林整備ボランティア団体活動促進事業着手届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(変更の申請)

第7 補助金の交付を申請したものは、補助金の交付決定通知後において当該事業計画の内容を変更しようとするときは、茨木市森林整備ボランティア団体活動促進事業補助金交付変更承認申請書(様式第4号)を提出して市長の承認を受けなければならない。なお、収支予算書の変更については、交付決定金額に変更が生じる場合のみ対象とする。

2 前項の規定による変更承認申請があった場合、市長はその内容を審査し、適当と認めたものについて決定の内容を変更し、茨木市森林整備ボランティア団体活動促進事業補助金変更承認通知書(様式第5号)により申請者に通知する。

(実績報告)

第8 補助金の交付の決定を受けたものは、事業終了後、茨木市森林整備ボランティア団体活動促進事業補助金実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) 領収書など支出を証明できる書類
- (4) 作業日報
- (5) 活動写真

(補助金額の確定等)

第9 市長は、第8の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、茨木市森林整備ボランティア団体活動促進事業補助金確定通知書(様式第7号)により報告書を提出したものに通知する。

(補助金の交付請求)

第10 第9の補助金確定通知書を受けたものは、茨木市森林整備ボランティア団体活動促進事業補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

(補助金の交付)

第11 市長は、第10の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めたときは、当該請求者に補助金を交付する。

(立入検査)

第12 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施工地若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

(帳簿等の整備)

第13 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

2 補助金の交付を受けたものは、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

第14 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して10年間保存しなければならない。

(補助の取消し等)

第15 市長は、補助金の交付を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。

(4) 当該事業支出額が予算額に比べて減少したとき。

(5) その他市長が不相当と認めたとき。

(市長の指示)

第16 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、令和2年11月11日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の第14の規定は、令和8年4月1日以後に交付申請がなされる補助金に係る書類について適用し、同日前に交付申請がなされた補助金に係る書類については、なお従前の例による。

別表

事業主体	補助対象事業	補助額
<p>里山サポートネット・茨木に加入し、森林整備活動を行うボランティア団体</p>	<p>施工地の面積が500㎡以上である森林整備事業（過去2年以内にこの要綱による補助金の交付を受けていない施工地において実施する事業に限る。）であって、次の各号に該当するもの</p> <p>(1) 市内の民有人工林において行う事業であること。</p> <p>(2) 人工造林（植樹等）、保育（下刈、枝打ち、除間伐等）又は森林作業道整備のための事業であること。</p>	<p>次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）</p> <p>(1) ア及びイの合計額。 ア 労務費及び調査費 イ 資材費及び諸経費に2分の1を乗じて得た額</p> <p>(2) この要綱による補助金以外の補助金等（以下この号において「他の補助金」という。）の交付を受ける場合にあつては、第3各号に掲げる経費から、当該経費に対応する他の補助金の額を控除して得た額に、前号に規定する計算式を適用して得た額</p> <p>(3) 1,000,000円</p>

備考

- 1 労務費については、5,000円／日を上限とし、労働時間が4時間／日以上 of 労働に対し支払われた費用について対象となる。
- 2 資材費については、機械購入費（チェーンソー、芝刈り機）、安全上必要と判断できる装備費（ヘルメット、手袋、安全靴、地下足袋、チャップス）、燃料代、森林整備実施に必要な消耗品の費用（鋸、鉋、鎌、鍬、縄、スコップ、チェーンソーや芝刈り機の替え刃）、植樹用苗代とし、団体名で購入するものについて対象とする。
- 3 諸経費については、保険料（賠償責任、傷害）を対象とする。
- 4 調査費については、調査にかかった労務費のみを対象とする。

様式第1号（第4関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地
団体名
代表者名

茨木市森林整備ボランティア団体活動促進事業補助金交付申請書

茨木市森林整備ボランティア団体活動促進事業補助金の交付を次のとおり申請します。

1 補助対象事業

2 交付申請額 円

3 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 位置図
- (4) 里山サポートネット・茨木に加入していることがわかる書類
- (5) 森林所有者の承諾がわかる書類
- (6) その他市長が必要と認めるもの

様式第2号（第5関係）

茨木市指令 第 号

所在地
団体名
代表者名 様

茨木市森林整備ボランティア団体活動促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市森林整備ボランティア団体活動促進事業補助金は、次の条件を付けて、金 円を交付します。

条 件

年 月 日

茨木市長



様式第3号（第6関係）

年 月 日

（届出先）茨木市長

所在地
団体名
代表者名

茨木市森林整備ボランティア団体活動促進事業着手届

茨木市森林整備ボランティア団体活動促進事業に着手したので届け出ます。

所在地	事業の区分	樹種	面積	事業費	着手 年月日	完了予定 年月日
			延長			
			ha			
			m			

様式第4号（第7関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地
団体名
代表者名

茨木市森林整備ボランティア団体活動促進事業補助金交付変更承認申請書

年 月 日付け茨木市指令 第 号に係る茨木市森林整備ボランティア団体活動促進事業補助金について、次のとおり変更したいので申請します。

- 1 補助対象事業
- 2 変更内容
- 3 変更理由
- 4 変更前交付決定額 円
- 5 変更後交付申請額 円
- 6 差引増減額 円
- 7 添付書類
 - (1) 事業変更計画書
 - (2) 収支変更予算書
 - (3) 位置図

様式第5号（第7関係）

茨木市指令 第 号

所在地
団体名
代表者名 様

茨木市森林整備ボランティア団体活動促進事業変更承認通知書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定した茨木市森林整備ボランティア団体活動促進事業補助金は、次の条件を付けて変更承認します。

条 件

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 変更前交付決定額 | 円 |
| | 変更増減額 | 円 |
| | 変更交付決定額 | 円 |
| 2 | | |

年 月 日

茨木市長

印

様式第6号（第8関係）

年 月 日

（報告先）茨木市長

所在地
団体名
代表者名

茨木市森林整備ボランティア団体活動促進事業補助金実績報告書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知を受けた事業が完了したので、次のとおり報告します。

- 1 補助対象事業
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 補助金精算額 円
- 4 補助事業の成果
- 5 添付書類
 - (1) 事業実績書
 - (2) 収支決算書
 - (3) 領収書など支出を証明できる書類
 - (4) 作業日報
 - (5) 活動写真

様式第7号（第9関係）

茨木市指令 第 号

所在地
団体名
代表者名 様

茨木市森林整備ボランティア団体活動促進事業補助金確定通知書

年 月 日付け申請の茨木市森林整備ボランティア団体活動促進事業補助金実績報告書を審査の結果、事業補助金を次のとおり確定します。

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 | 補助金確定額 | 円 |

年 月 日

茨木市長

印

様式第8号（第10関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

所在地
団体名
代表者名 ⑩

茨木市森林整備ボランティア団体活動促進事業補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定通知のあった事業補助金を次のとおり請求します。

1 補助対象事業

2 金 額 円